

城陽市公報

城陽市寺田東ノ口

16番地、17番地

発行

城陽市 総務部

総 務 課

目 次

規 則

- 城陽市乳児等通園支援事業の認可等に関する規則……………（子育て支援課） …… 1
- 城陽市特定乳児等通園支援事業者の確認等に関する規則……………（子育て支援課） …… 2

告 示

- 指定公金事務取扱者の委託について……………（税務課） …… 3
- 城陽市地域共生社会実現サポート事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱……………（福祉課） …… 4
- 令和 8 年第 2 回定例会において議決された予算の要領について……………（財政課） …… 6

公 告

- 城陽農業振興地域整備計画書の縦覧について……………（農政課） …… 9

公 営 企 業

- 指定公金事務取扱者の委託について……………（経営管理課） …… 9
- 城陽市下水道排水設備指定工事業者の指定の取消について……………（上下水道課） …… 9

規 則

城陽市乳児等通園支援事業の認可等に関する規則をここに公布する。

令和 8 年（2026年） 7 月 1 日

城陽市長 村 田 正 明

城陽市規則第 2 7 号

城陽市乳児等通園支援事業の認可等に関する規則

（趣旨）

第 1 条 この規則は、児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号。以下「法」という。）第 3 4 条の 1 5 第 2 項に規定する乳児等通園支援事業の認可等に関し、法、児童福祉法施行令（昭和 2 3 年政令第 7 4 号）、児童福祉法施行規則（昭和 2 3 年厚生省令第 1 1 号。以下「施行規則」という。）及び城陽市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和 8 年城陽市条例第 9 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この規則で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

（認可の申請）

第 3 条 乳児等通園支援事業の認可を受けようとする者は、別に定める乳児等通園支援事業認可申請書に必要な書類を添えて、市長が指定する期日までに申請しなければならない。

（認可の決定等）

第 4 条 市長は、前条に規定する申請書が提出された場合は、その内容を審査し、認可することを決定したときにあつては別に定める乳児等通園支援事業認可決定通知書により、認可しないことを決定したときにあつては別に定める乳児等通園支援事業不認可決定通知書により当該申請をした者に通知するものとする。

（子ども・子育て会議の意見聴取）

第 5 条 市長は、乳児等通園支援事業の認可をしようとするときは、あらかじめ城陽市子ども・子育て会議の意見を聴かなければならない。

（認可事項変更の届出）

第6条 乳児等通園支援事業の認可を受けた者（以下「乳児等通園支援事業者」という。）は、施行規則第36条の36第3項に規定する事項に変更があったときは、変更のあった日から起算して1月以内に、別に定める乳児等通園支援事業認可事項変更届により市長に届け出なければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、施行規則第36条の36第4項に規定する事項を変更しようとするときは、別に定める乳児等通園支援事業認可事項変更届により市長にあらかじめ届け出なければならない。

（廃止又は休止の申請等）

第7条 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業を廃止し、又は休止しようとするときは、別に定める乳児等通園支援事業廃止・休止申請書により市長に申請しなければならない。

2 前項に規定する場合において、乳児等通園支援事業者は、当該乳児等通園支援事業の利用者に不利益が生じないよう適切な措置を講じるものとする。

（廃止又は休止の承認等）

第8条 市長は、前条第1項の規定による申請があった場合は、地域の保育の実状等を勘案してその内容を審査し、承認するときにあつては別に定める乳児等通園支援事業廃止・休止承認通知書により、承認しないときにあつては別に定める乳児等通園支援事業廃止・休止不承認通知書により当該申請をした者に通知するものとする。

（認可の取消し等）

第9条 市長は、乳児等通園支援事業の制限若しくは停止を命じたとき、又は認可を取り消したときは、別に定める乳児等通園支援事業認可取消等決定通知書によりその旨を当該乳児等通園支援事業者に通知するものとする。

（その他）

第10条 この規則に定めるもののほか、乳児等通園支援事業の認可等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

〈揭示済み〉

城陽市特定乳児等通園支援事業者の確認等に関する規則をここに公布する。

令和8年（2026年）7月1日

城陽市長 村 田 正 明

城陽市規則第28号

城陽市特定乳児等通園支援事業者の確認等に関する規則

（趣旨）

第1条 この規則は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）による特定乳児等通園支援事業者の確認等に関し、法、子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号。以下「施行規則」という。）その他別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

（確認の申請）

第3条 乳児等支援給付費の支給に係る事業を行う者である旨の市長の確認を受けようとする者は、別に定める特定乳児等通園支援事業者確認申請書に必要な書類を添えて、市長が指定する期日までに申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請のうちに、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の15第2項に規定する乳児等通園支援事業の認可その他の手続により把握している事項があるときは、当該事項に係る申請書への記載又は書類の提出を省略させることができる。

（確認の申請に対する通知）

第4条 市長は、前条第1項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、同項に規定する確認を行うことを決定したときは、別に定める特定乳児等通園支援事業者確認通知書によりその旨を通知するものとする。

（変更の申請）

第5条 特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事業の利用定員を増加しようとするときは、別に定める特定乳児等通園支援事業者確認変更申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請のうちに、第3条第1項の規定による申請に係る事項（同条第2項の規定により省略させた事項を含む。）であつてその内容に変更がないものがあるときは、当該事項に係る申請書への記載又は書類の提出を省略させることができる。

（変更の申請に対する通知）

第6条 市長は、前条第1項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、同項に規定する確認の変更を行うことを決定したときは、別に定める特定乳児等通園支援事業者確認変更通知書によりその旨を通知するものとする。

（変更の届出）

第7条 特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事

〈揭示済み〉

業所の名称及び所在地その他施行規則に定める事項に変更があったときは、当該変更があった日から 1 0 日以内に、別に定める特定乳児等通園支援事業者確認変更届出書によりその旨を市長に届け出なければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事業の利用定員を減少しようとするときは、その利用定員の減少の日の 3 月前までに、別に定める特定乳児等通園支援事業者確認変更届出書によりその旨を市長に届け出なければならない。

(確認の辞退)

第 8 条 特定乳児等通園支援事業者は、第 3 条第 1 項に規定する確認を辞退しようとするときは、当該確認を辞退する日の 3 月前までに、別に定める特定乳児等通園支援事業者確認辞退届出書によりその旨を市長に届け出なければならない。

(確認の取消し等の通知)

第 9 条 市長は、第 3 条第 1 項に規定する確認を取り消し、又はその効力の全部若しくは一部の効力を停止するときは、別に定める特定乳児等通園支援事業者確認取消・停止通知書によりその旨を当該特定乳児等通園支援事業者に通知するものとする。

(その他)

第 1 0 条 この規則に定めるもののほか、特定乳児等通園支援事業者の確認等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

〈揭示済み〉



城陽市告示第 6 9 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 3 条の 2 第 1 項の規定により公金事務を次の指定公金事務取扱者に委託したので、同条第 2 項の規定により告示します。

令和 8 年（ 2 0 2 6 年） 7 月 1 日

城陽市長 村 田 正 明

受託者	住所又は 事務所の所在地	委託した 事務の範囲	指定 した日	委託期間
株式会社 NTT ドコモ ・フィナンシ ャルグループ	東京都千代田 区永田町二丁 目 1 1 番 1 号	国民健康保 険料の徴収、 後期高齢者 医療保険料 の徴収及び 介護保険料 の収納に関 する事務	令和 8 年 (2026 年) 7 月 1 日	令和 8 年 (2 0 2 6 年) 7 月 1 日から 令和 9 年 (2 0 2 7 年) 3 月 3 1 日まで

城陽市告示第70号

城陽市地域共生社会実現サポート事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年(2026年)7月1日

城陽市長 村 田 正 明

城陽市地域共生社会実現サポート事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

城陽市地域共生社会実現サポート事業補助金交付要綱(平成31年城陽市告示第32号)の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

現 行	改 正 後
(補助対象事業) 第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、次に掲げる事業であって、市内に所在する施設で実施するものとする。 (1)～(3) 略	(補助対象事業) 第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、次に掲げる事業であって、市内に所在する施設で実施するものとする。 (1)～(3) 略 <u>(4) 法人間連携プラットフォームの設置運営事業</u>
(補助金の交付の要件) 第4条 社会福祉法人等が補助金の交付を受けるには、府要綱第8条の規定に基づき補助金の交付決定を受けなければならない。	(補助金の交付の要件) 第4条 社会福祉法人等が補助金の交付を受けるには、府要綱第7条の規定に基づき補助金の交付決定を受けなければならない。
(補助対象経費) 第5条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、次の各号に掲げる補助対象事業の区分に応じ、当該各号に定める経費とする。 (1)～(3) 略	(補助対象経費) 第5条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、次の各号に掲げる補助対象事業の区分に応じ、当該各号に定める経費とする。 (1)～(3) 略 <u>(4) 法人間連携プラットフォームの設置運営事業 生活困窮者就労準備支援事業費補助金交付要綱(平成30年10月17日付け社援発1017第4号厚生労働事務次官通知別紙)別表の4の項第4欄に定める経費</u>
(補助金の額) 第6条 補助金の額は、次の各号に掲げる補助対象事業の区分に応じ、当該各号に定める額に4分の1を乗じて得た額とする。 (1)・(2) 略	(補助金の額) 第6条 補助金の額は、次の各号に掲げる補助対象事業の区分に応じ、当該各号に定める額に4分の1を乗じて得た額とする。 (1)・(2) 略

(3) 小規模法人等活動サポート事業 一の施設
につき補助対象経費の実支出額又は 40万円
のいずれか少ない額

2・3 略

(3) 小規模法人等活動サポート事業 一の施設
につき補助対象経費の実支出額又は 20万円
(地域貢献活動推進事業又は災害対応力向上
事業を併せて行う場合にあっては、40万円
) のいずれか少ない額

(4) 法人間連携プラットフォームの設置運営事
業 補助対象経費の実支出額又は小規模法人
のネットワーク化による協働推進事業実施要
綱(平成30年3月28日付け社援発032
8第5号厚生労働省社会・援護局長通知別紙
)4の(2)に定める国庫補助基準額のいずれか
少ない額

2・3 略

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

〈揭示済み〉

城陽市告示第72号

令和8年城陽市議会第2回定例会において議決された予算の要領
については、次のとおりです。

令和8年（2026年）7月15日

城陽市長 村 田 正 明

令和8年度 城陽市一般会計補正予算（第1号）
（2026年度）

令和8年度（2026年度）城陽市一般会計補正予算（第1号）は、次に定める
ところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ12,222千円を追加し、歳入
歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33,164,222千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後
の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入		(単位 千円)			
款	項	補正前の予算額	補 正 額	計	
20. 繰 入 金		791,540	7,922	799,462	
	1. 基 金 繰 入 金	791,540	7,922	799,462	
22. 諸 収 入		970,953	4,300	975,253	
	5. 雑 入	946,581	4,300	950,881	
歳 入 合 計		33,152,000	12,222	33,164,222	

歳 出		(単位 千円)			
款	項	補正前の予算額	補 正 額	計	
2. 総 務 費		4,243,569	10,322	4,253,891	
	1. 総 務 管 理 費	3,479,954	10,322	3,490,276	
10. 教 育 費		2,936,578	1,900	2,938,478	
	5. 社 会 教 育 費	310,707	1,900	312,607	
歳 出 合 計		33,152,000	12,222	33,164,222	

令和8年度 城陽市水道事業会計補正予算（第1号）
（2026年度）

（総 則）

第1条 令和8年度（2026年度）城陽市水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の変更は、「第1表 債務負担行為補正」による。

第1表 債務負担行為補正

変 更

（単位：千円）

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限度額	期 間	限度額
水道施設計装設備更新事業	令和8年度から令和9年度まで	650,000	令和8年度から令和10年度まで	650,000



公

告



城陽市公告第 1 8 号

城陽農業振興地域整備計画について、農業振興地域の整備に関する法律施行令（昭和 4 4 年政令第 2 5 4 号）第 1 0 条第 1 項第 4 号に該当する軽微な変更をしたので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和 4 4 年法律第 5 8 号）第 1 3 条第 4 項において準用する同法第 1 2 条第 1 項の規定により公告し、同条第 2 項の規定により当該変更後の城陽農業振興地域整備計画書を次のとおり縦覧に供します。

令和 8 年（2 0 2 6 年）7 月 1 日

城陽市長 村 田 正 明

- 1 縦覧期間 令和 8 年（2 0 2 6 年）7 月 1 日以後、常時備え置くこととする。（市の休日を除く。）
- 2 縦覧場所 城陽市まちづくり活性部農政課
- 3 縦覧期間 午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで
（正午から午後 1 時までを除く。）

〈揭示済み〉



公

営

企

業



城陽市公営企業告示第 1 3 号

地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 3 条の 2 において準用する地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 3 条の 2 第 1 項の規定により公金事務を次の指定公金事務取扱者に委託したので、地方公営企業法第 3 3 条の 2 において準用する地方自治法第 2 4 3 条の 2 第 2 項の規定により告示します。

令和 8 年（2 0 2 6 年）7 月 1 日

城陽市公営企業管理者職務代理者
上下水道部長 竹 内 章 二

受託者	住所又は事務所の所在地	委託した事務の範囲	指定した日	委託期間
株式会社 N T T ドコモ ・フィナンシャルグループ	東京都千代田区永田町二丁目 1 1 番 1 号	水道料金・下水道使用料の収納に関する事務	令和 8 年 (2026年) 7 月 1 日	令和 8 年 (2 0 2 6 年) 7 月 1 日から 令和 9 年 (2 0 2 7 年) 3 月 3 1 日まで

〈揭示済み〉

城陽市公営企業告示第 1 4 号

城陽市下水道排水設備指定工事業者の指定を取り消したので、城陽市下水道排水設備指定工事業者規程（平成 2 0 年城陽市公営企業管理規程第 8 号）第 1 5 条第 1 項第 2 号の規定により告示します。

令和 8 年（2 0 2 6 年）7 月 1 5 日

城陽市公営企業管理者職務代理者
上下水道部長 竹 内 章 二

指定を取消する業者名等

指定番号	商号又は名称	営業所の所在地	代表者名
2 7 8	勝田水道株式会社	京都市南区吉祥院西ノ茶屋町 7 3 番 1	勝田健太